

JAL グループ人権方針

JAL グループは、人権の尊重が普遍的な価値であり、企業理念の実現と一致するという考えに基づき、あらゆる人々に対する人権尊重の責任を果たします。

<国際的に認められた人権の尊重>

1. JAL グループは、国際人権章典、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、また、国連「グローバル・コンパクト 10 原則」等をはじめとする国際的に承認された人権を支持、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、人権に関する取り組みを進めます。

世界中でビジネスを展開する JAL グループは、事業活動を行う各国・地域の法令・規則を遵守します。国際的に認められた人権と、各国法の間に対立がある場合、JAL グループは、国際的な人権の基準を尊重するための方法を追求します。

<私たちが目指すこと>

2. JAL グループは、お客さまや、ビジネスパートナー、事業を行っている地域の人たち、JAL グループの社員*などあらゆるステークホルダーに対する人権への負の影響を防止し、軽減するよう取り組みます。また、すべての役員・社員は、あらゆる人々の人権を尊重する責任を果たします。

JAL グループでは、性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的身分、障がいの有無、性的指向・性自認などによる差別の禁止、強制労働や児童労働の禁止、適切な労働環境の整備や公正な労働条件の確保に努めます。特に航空運送事業に携わるものとして、商品・サービスを提供する際にお客さまに身体的・精神的な苦痛を与えないこと、航空機を用いた人身取引の防止や、事業を行っている地域の人たちへの人権侵害の防止に努めます。

事業活動におけるパートナー、サプライヤーに対しても、この人権方針を支持すること、そして、彼らにとってのステークホルダーの人権を尊重することを求めます。

JAL グループの役員・社員、事業活動におけるパートナー、サプライヤーが、この方針に反して、人権への負の影響を与える行動をとっている場合には、自らの影響力を最大限行使し、適切に対応します。

（*社員とは、正社員、嘱託社員や契約社員等の名称によらずすべての有期雇用社員、派遣社員を含みます）

<人権を尊重する手段>

3. JAL グループは人権を尊重するために、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、「人権デューデリジェンス」の仕組みを確立し、その仕組みを事業プロセスの中に組み込みます。

(1) 人権への影響の特定・評価

事業活動を通じて関与する事項について、人権への実際的、潜在的な負の影響を特定、評価し、その防止、軽減に向けて取り組みます。

(2) 相談窓口

JAL グループの社員を対象とした相談窓口として「JAL グループホットライン」を設け、人権への負の影響を与える行為について、社員から相談あるいは通報を受けるための体制の整備を図ります。

(3) 是正および救済

自らの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合には、適切な是正措置および救済措置を講じます。また、人権への負の影響に直接関係していない場合でも、自らの事業またはサービスを通じて、ビジネスパートナーおよびその他の関係者が人権への負の影響と関係している場合、当該関係者に対し、是正措置を講じるように働きかけていきます。

(4) 情報開示

一連の人権を尊重するために講じた取り組みの内容について、開示します。

(5) 教育・研修

JAL グループのすべての役員・社員に対して、適切な教育・研修を行います。

<社会との対話>

4. この人権方針については、JAL グループのすべての役員・社員に対して周知されるのみならず、広く社会にもこれを公開します。

また、JAL グループは、この方針に基づく人権尊重の取り組みに関して、継続的に社内外のステークホルダーと対話します。

2019年8月1日

赤坂 祐二

代表取締役社長 赤坂 祐二

本方針は、取締役会の承認を得ております。